

岐阜県公報

目 次
訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ
一

号 外 (三) 令 和 四 年 三 月 一 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表一の項副知事専決事項の欄中「三億円以上」を削り、同項部長専決事項の欄中「三億円未満」を削る。

別表第二一の表一の項第一号中「及び公課費」を「公課費」に改め、同項第六号中

三億円以上五億円未満	一億円以上三億円未満
一億円以上三億円未満	一、〇〇〇万円以上一億円未満

を

一億円以上五億円未満	一、〇〇〇万円以上三億円未満
三億円以上五億円未満	一、〇〇〇万円以上三億円未満

に改め、同項第八号中「三億円以上五億円未満」及び「三億円未満」を削り、同項第九号中「一億円以上三億円未満」及び「一億円未満」を削り、同項第十号副知事専決事項の欄中「一億円以上三億円未満」を削り、同号部長専決事項の欄中「一億円」を「三億

円」に改め、同項第十一号副知事専決事項の欄中「一億円以上三億円未満」を削り、同号部長専決事項の欄中「一億円」を「三億円」に改め、同項第十三号副知事専決事項の欄中「三億円以上五億円未満」を削り、同号部長専決事項の欄中「三億円」を「五億円」に改める。

別表第二十三の項副知事専決事項の欄第一号を削り、同項部長専決事項の欄第一号中「一千万円以上の負担金又は一件一千万円以上一億円未満」を「千万円以上」に改め、「(負担金を除く)」を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同表十四の項副知事専決事項の欄第一号を削り、同項部長専決事項の欄第一号中「一千万円以上一億円未満」を「千万円以上」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同表十五の項副知事専決事項の欄第一号を削り、同項部長専決事項の欄第一号中「一千万円以上一億円」を「千万円以上三億円」に改め、同欄第二号及び同項課長専決事項の欄第一号中「一千万円」を「千万円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和四年三月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岐阜県事務決裁規程の規定は、令和四年度以後の予算に係る事務について適用し、令和三年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。

令和四年三月一日発行

発行者
発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社